市政記者クラブ 様

財政局税務部市民税課 担当 野崎 元宏 (電話972-2351) 17 時 45 分まで職員が待機しています。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用) 及び納入書の誤封入について

下記のとおり市税に関する文書の誤封入が発生しましたので、ご報告します。

記

# 1 内容

令和7年5月14日、A社及びB社に令和7年度分市民税・県民税・森林環境税特別 徴収税額の決定通知書(納税義務者用)及び納入書(以下「通知書等」という。)を送付 する際、誤って交互に通知書等を入れ間違えた。

同月30日、A社から電話により指摘があり、誤封入が発覚した。

## 2 漏洩した情報

A社及びB社の名称並びに従業員(各2名)に係る住所及び氏名

- ※ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は圧着式であり、印字面を開く前に回収したことから、税額等の情報は漏洩していない。
- ※ マイナンバーは印字されていない。

#### 3 原因

本件通知書等については 、委託業者において封入作業が行われ、そのまま郵便局に 搬入することとなっている。

作成した通知書等は、仕分けを機械で行い、担当者が封筒に封入することとなっているが、担当者が作業をする際に、本来はベルトコンベアで流れてくる通知書等を1通ずつ取って作業をするところを、誤って2通まとめて取ってしまったため、入れ間違いが発生してしまった。

なお、作業場所には、作業を監督する管理者が1人配置されていたが、今回の担当者 の行動には気付いていなかった。

## 4 対応

A社及びB社それぞれに状況の説明を行い謝罪するとともに、誤って送付された通知書等の返送を依頼し、ご了解をいただいた。

## 5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、委託業者及び その従業員に対して個人情報の重要性を周知・徹底させる。また、委託業者が担当者に 対して定められた手順を遵守させるとともに、通常と異なる処理が発生した際は、管理 者が必ず確認を行うよう徹底させる。